

参考資料 4

神奈川県こども目線の施策推進条例

かながわ子ども・若者みらい計画

概要

令和7年3月

神奈川県 福祉子どもみらい局
子どもみらい部 次世代育成課

神奈川県こども目線の施策推進条例

1 背景



1 子ども・子育て支援推進条例の改正 (1) 子ども・子育て支援推進条例とは

子ども・子育て支援について、基本理念を定め、県・事業者など責務を明らかにし、子育て支援の基本事項を定めた条例(平成19年10月施行)

(2) 子育てをめぐる環境の変化

(県)

ヤングケアラーなど
新たに顕在化した問題

いじめや虐待などの問題も
減少していない

(国)

こども基本法・こども家庭庁の創設

こどもの意見反映の義務化

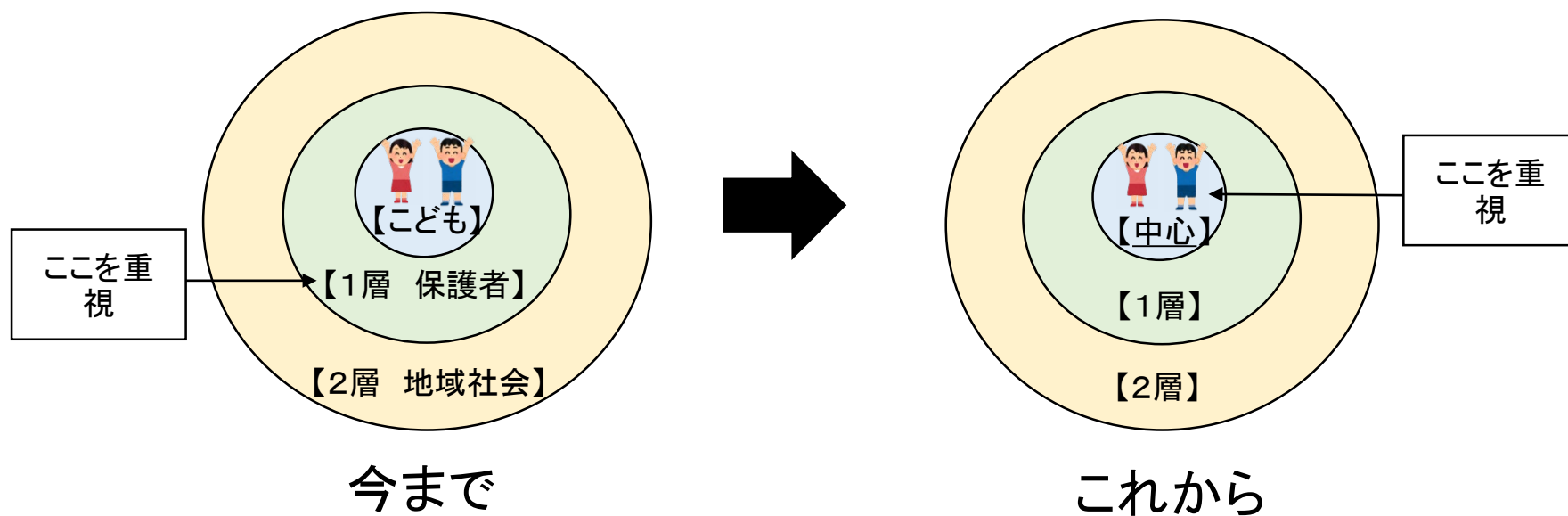


- 神奈川県では様々な子ども・子育て支援を推進してきたが、いじめや虐待などのこどもが直面する問題は減少しておらず、近年はヤングケアラーなどの問題も新たに顕在化している。
- また、令和5年4月に子ども家庭庁が創設されると同時にこども基本法が施行され、国と地方公共団体において、こども施策についてこどもの意見反映を行うことが義務化された。
- こうした流れを受け、神奈川県として、当事者であるこどもの目線に立った支援の推進について条例への位置づけを検討する必要がある。→条例を大幅に改正するため、新規制定

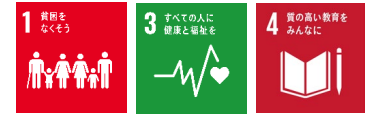
2 変更点①



「子育て支援」から「こども目線」へ



2 変更点②



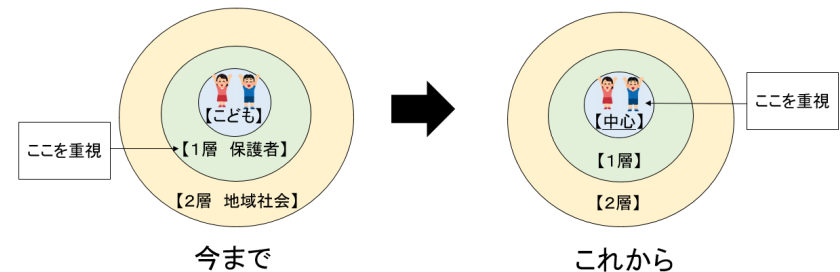
今まで

今までの子ども・子育て支援は、「子どもは発達・成長の過程にあり、支援が必要な存在」と捉え、こどもを取り巻く保護者や子育て機関への支援に重点をおいてきた。

これから

こどもを生まれながらにして権利を有する1つの人格として認め、その声に耳を傾け、行政・支援機関・社会全体が、「こどもにとって何が必要か」という**こども目線でこども施策を実施する**ことで、誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現を目指す。

「子育て支援」から「こども目線」へ



3 目的



本県の
目指す社会



こども目線の施策の推進を図り、誰もが自分らしく暮らせる社会を実現する

新たに定義

こども目線の
施策とは？

こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、
こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、
こども、父母その他の保護者等を支援し、
社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために
実施することに関する施策

4 基本理念



① こどもの目線に立った権利・利益の尊重



全てのこどもについて、その権利を尊重し、擁護すること(児童の権利条約の理念を規定)

② 子育てしやすい社会環境の整備

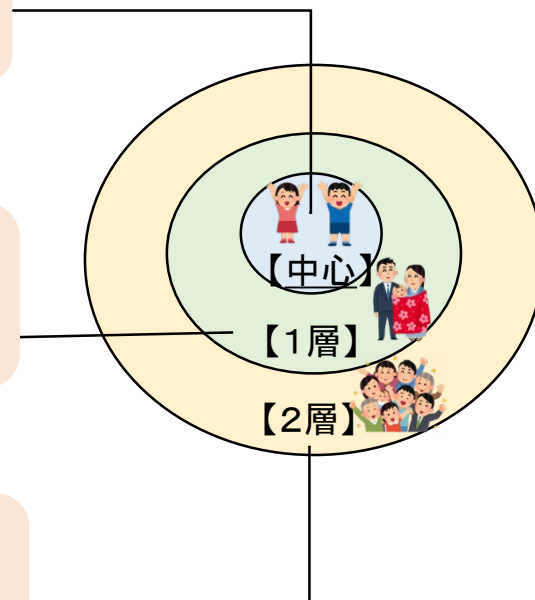


父母その他の保護者等について、出産、子育て等に関する「負担軽減」や「不安解消」を進め、喜びを実感することができること。

③ 社会全体で協力



社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる。



5 条例の構成



第1条	目的	第18条	不登校のこどもに対する支援
第2条	定義	第19条	ひきこもり状態にあるこども等への支援
第3条	基本理念	第20条	貧困の状況にあるこどもに対する支援
第4条	県の責務	第21条	ヤングケアラーに対する支援
第5条	市町村との連携等	第22条	孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援
第6条	こども・子育て支援機関等の責務	第23条	医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援
第7条	事業者の責務	第24条	母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援
第8条	県民の責務	第25条	子育て家庭に対する支援
第9条	こどもの意見表明	第26条	家庭生活における子育てと他の活動の両立のための措置
第10条	基本計画及び年次報告書	第27条	推進体制の整備
第11条	生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実	第28条	人材の確保、育成等
第12条	いじめの防止等	第29条	調査研究
第13条	児童虐待の防止等	第30条	表彰
第14条	要保護児童対策地域協議会に対する支援等	第31条	かながわこども・子育て支援月間
第15条	社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等	第32条	子育て支援に取り組む事業者の認証
第16条	こどもの社会的自立のための支援	第33条	財政上の措置
第17条	こどもの居場所づくり		

かながわ子ども・若者みらい計画

1 計画の概要

貧困
対策

子どもの貧困対策
推進計画

青少年

かながわ子ども・若者
支援指針

子育て
支援

かながわ子ども
みらいプラン

統合

かながわ
子ども・若者
みらい計画

 「こども基本法」に基づき、国が策定した「こども大綱」を勘案し策定した、「都道府県こども計画」に該当するもの。

 既存の子ども・若者施策に関する3つの計画・指針を1つに統合

2 計画の構成

- 1 はじめに
- 2 本県の子ども・若者・子育ての状況
- 3 計画の基本理念等
- 4 主要施策等の取組
 - ① **子ども・若者の社会参画、意見反映**
 - ② ライフステージを通じた重要事項
 - ③ ライフステージ別の重要事項
 - ④ 子育て当事者の不安解消のための施策
 - ⑤ 子ども・若者を地域でともに育む施策
- 5 教育・保育の需給計画、人材の必要見込み数
- 6 計画の点検・評価及び推進体制
- 7 参考資料

3 基本理念等

- ・ 基本理念及び基本方針は条例に合わせている。
- ・ 条例の目的 → 計画の基本理念
- ・ 条例の基本方針 → 計画の基本方針

基本 理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

基本 方針

子ども・若者の目線に立った権利・利益の尊重

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

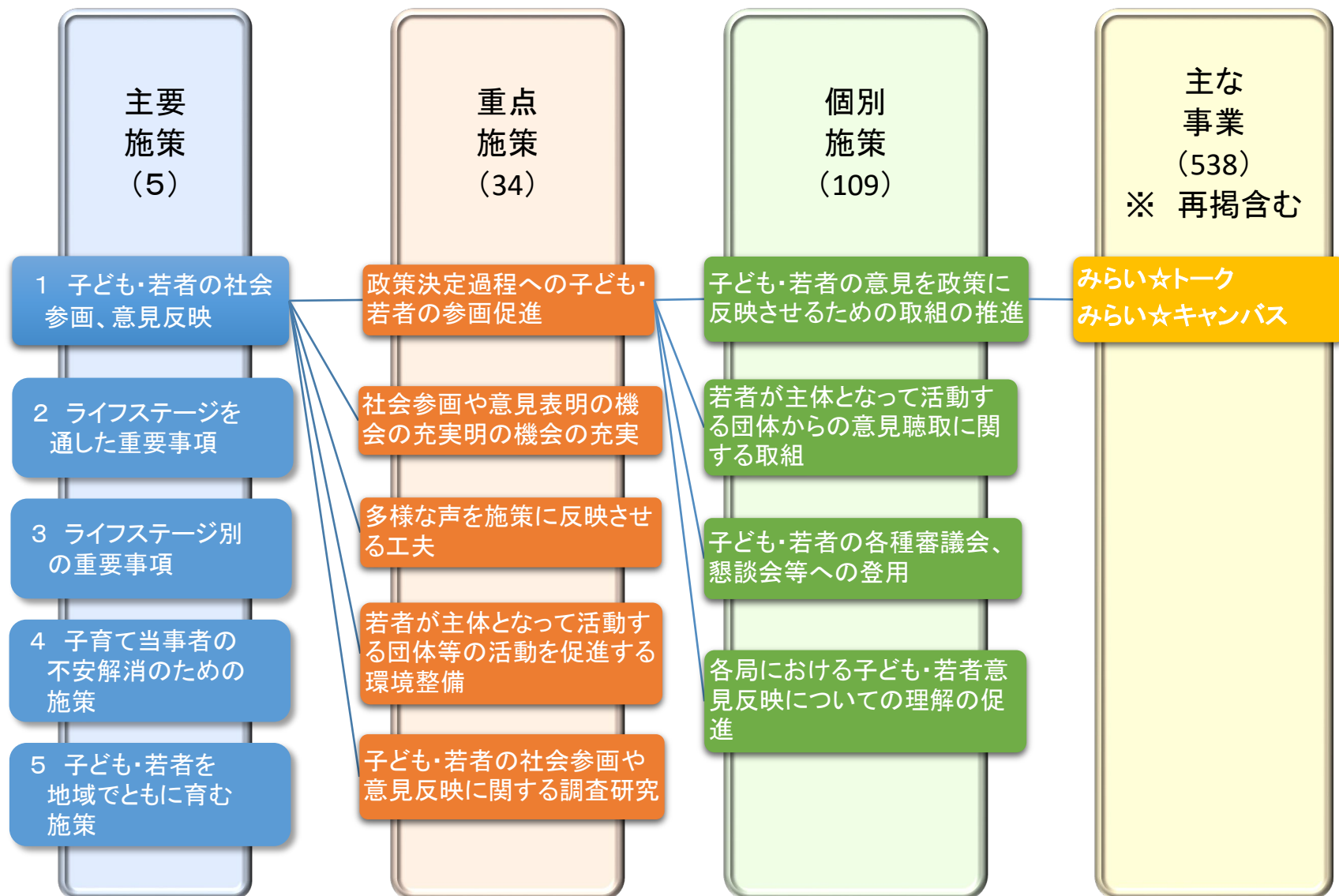
子育てしやすい社会環境の整備

父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること

社会全体で協力

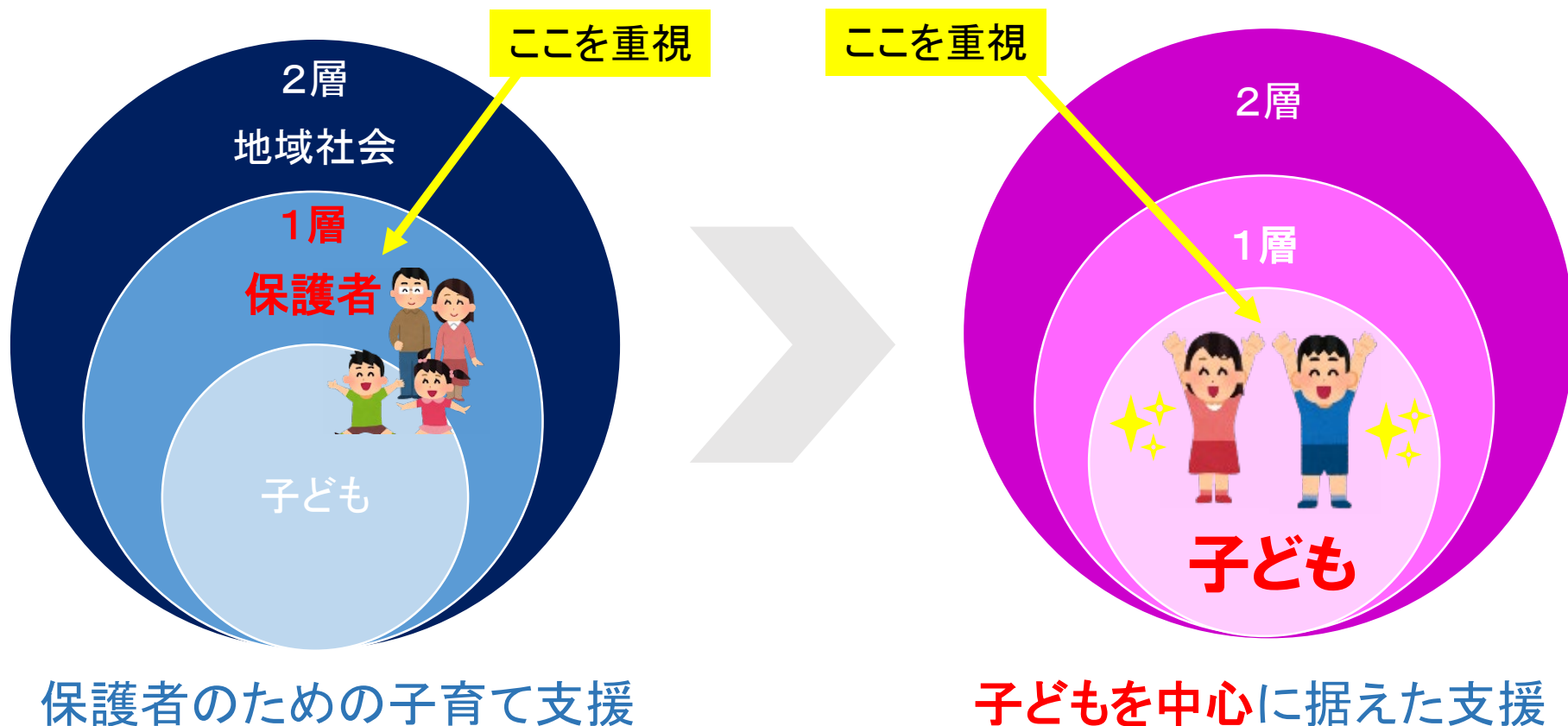
社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

4 施策体系



5 何が変わったのか(全体像)

「子育て支援」から「こども目線」へ



6 何が変わったのか(施策)

現行計画

＜子ども・若者の意見表明の機会に関する施策なし＞

新計画

新

＜事業名＞

「みらい☆トーク」(対面版子ども目線会議)、「みらい☆キャンバス」(デジタル版子ども目線会議)及び「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」の着実な実施

＜内容＞

対面、オンラインによる座談会形式やプラットフォーム上での電子掲示板、電子意見箱、Webアンケートなど様々な手法を組み合わせながら、多様な子ども・若者の意見を広く聴取し、フィードバックをホームページ上で公表します。

また、子ども・若者の皆さんの目線で考えた事業提案を募集し、選考の上選出されたものについて、実現を目指す取組も併せて行います。

参 考 資 料

13 参考 新たに位置づけた事業(ライフステージを通した重要事項)

重点施策(個別施策)

4. 子どもの貧困対策

(2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援

(3) 生活の安定に資するための支援

体験活動促進事業

必要最低限の生活費で暮らす家庭では、成長の過程で通常経験するであろうことができていない、「体験格差」が生じています。そのため、生活保護・生活困窮世帯の子どもを対象に、社会性を育む体験活動(キャンプ体験や演劇鑑賞など)を行います。



子ども食堂の活動継続支援

学校でも家庭でもない第3の居場所として地域の中で重要な役割を果たす子ども食堂に対して、寄付物品の受入れ調整や、利用したい方が子ども食堂の情報にアクセスしやすい環境整備を行い、子ども食堂の側面的な支援を行い持続可能な体制づくりを進めます。



14 参考 新たに位置づけた事業(ライフステージ別の重要事項)

学童期・思春期

重点施策(個別施策)

4. 居場所づくり

(1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり

6. 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

(3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

子どもの居場所づくりの環境整備

子どもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、市町村の取組を支えとともに、子どもの居場所の担い手を増やすため、NPO団体・企業等と連携するなど、広域的な子どもの居場所づくりの環境整備を行います。



学校におけるライフデザインに関する教育の推進

高等学校学習指導要領に基づき、各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間等で、各ライフステージの特徴などを踏まえた、生涯を見通した生活設計や、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくための教育を実施します。

重点施策(個別施策)

2. 地域子育て支援、家庭教育支援

(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

こども誰でも通園制度導入に向けた市町村バックアップ

就労要件を問わずに利用できる「子ども誰でも通園制度」の実施にあたり、県として、保育士を増やす取組の継続や、実施主体である市町村間での情報共有の場を設置するなど、本制度の円滑な実施を支援していきます。



通園の負担軽減

乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を支援する市町村に対して補助します。

また、保育所等における使用済みおむつの保管用ゴミ箱の購入等の費用を補助することで、子どもを安心して育てることができる体制整備の支援を行います

16 参考 新たに位置づけた事業(子ども・若者を地域でともに育む施策)

重点施策(個別施策)

2. 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を人に届けるための情報発信

(1) 子育てに係る手続・事務負担の軽減

インターネット等による総合的な子育て支援情報の提供

子育てに関する情報を必要としている方に、「LINE」を活用した「子育てパーソナルサポート」を通じて、子育て世帯に対し子育て支援情報をパーソナルに発信します。

また、県内の市町村が電子申請できるシステムを導入するためにかかる費用を県が補助することで、県民が市町村窓口に行くことなくオンライン申請でき、子育てにかかる負担を軽減します。

